

令和元年9月

総 会 議 事 録

萩市農業委員会

会 長 開会のあいさつ

議 長 これより議事に入ります。

議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。萩市農業委員会議事規則第14条に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 それでは、議事録署名委員は、2番 中村委員、17番 吉村剛委員をお願いいたします。

なお、会議書記は事務局職員にさせます。

議 長 議案第55号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。第1項の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第55号第1項についてご説明します。議案は2ページになります。

(スクリーンに位置図を表示)

申請地は、●●●、登記現況地目ともに田、面積1,180㎡です。譲受人は、●●●の●●●さんで、耕作面積は8,964.37㎡で内容は田及び畑です。権利の種類は所有権移転です。譲渡人は、●●●の●●●さんです。

申請の理由ですが、譲渡人であります●●●さんが、老人ホームに入所されており、管理が難しく財産を処分したい意向があること。譲受人の●●●さんは、農地を維持していきたいという意向があることから合意に至り、双方連名により本申請に至ったものです。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳、兼業農家で田と畑あわせて約9反の農業経営に従事されています。年間農作業従事日数は、ご本人さん150日、奥さん100日です。

次に場所ですが、現地については、9月5日、●●●区担当の●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局で確認しました。

申請地は、●●●地区で●●●から、東へ約1.4kmの地点にあり、着色した個所となります。●●●沿いに開けた平野部の一角です。

営農計画ですが、現在当該農地は水田として利用されており、取

得後も水田として利用される予定です。農地取得後の周辺地域への影響につきましては、隣接は水田、道路と問題はありません。

農機具の保有状況は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、軽トラック1台、草刈機3台、乾燥機1台、もみすり機1台を保有されています。以上農地法第3条2項各号には、該当がないため、許可要件をすべて満たしていますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 それでは、●●●地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

第16番 本件につきましては、9月5日に、只今事務局の説明にもありましたとおり、局長と事務局1名、●●●推進委員さんと私で、現地の確認を行っております。耕作をされていた譲受人が、今度これを譲与ということで、自己名義に変えるという内容でありまして、当日は、稲刈りが終わって、自分の所の稲刈りの最中でありました。荒れているということもございませんし、何も問題もありません。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第1項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 議案第56号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。第1項の説明をお願いします。

事務局 議案第56号第1項についてご説明します。議案は4ページです。

(スクリーンに位置図を表示)

9月6日、●●●地区担当の●●●委員さん、●●●さん、●●●
●●●推進委員さんと事務局とで現地調査を行いました。

申請地は、●●●から南へ10km、萩農業振興地域整備計画に
定められた農用地区域内農地です。

申請地は、●●●、地目は登記・現況とも畑、面積1,141㎡、
転用者は、●●●、●●●で、所有者は●●●、●●●さんです。

転用目的ですが、●●●地区において県が行う30年災河川災害
復旧工事に伴い、請負業者である●●●が工事施工箇所への工事用
道路、資材置場、倉庫、仮設トイレ、表土置場を設置するため、令
和2年3月31日までの期間で一時転用を行うもので適当です。

場所になりますが、●●●になります。市内・●●●方面から●
●●●地区に向かって、こちらが●●●で、ここをずっと行くと●●
●●●になります。こちらに行くと●●●、●●●に行くところになり
ます。

(スクリーンに分間図を表示)

次に隣接農地の関係ですが、北側は道路、東・西・南側は河川と
用悪水路となっており、周囲に農地等ございませんので問題ありま
せん。

(スクリーンに配置図を表示)

次に配置図ですが、工事施工箇所がこちらで、河川に沿った長細
い農地で河川に並行して工事用道路を付け、資材置場と倉庫、仮設
トイレを設置し、河川から一番離れた箇所が表土置場となります。

用排水計画ですが、雨水は自然流下で地下浸透、汚水は汲み取り
で発生しないため適当です。こちらが倉庫、隣に仮設トイレとなり
ます。

被害防除計画ですが、表土置場以外の箇所はブルーシートを敷きま
す。ブルーシートの上に50cmの盛土を行い砂利敷きとし、3mの
道路幅の工事用道路となります。両サイドは45度の勾配で土羽仕上
げとするもので、土砂の流出等のおそれはなく適当です。

その他としまして、農用地区域内農地であるため、市農政課から、
一時転用について農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすもの
ではない旨の意見書が提出されています。また、工事完了後は原状回

復する旨の誓約書が添付されています。以上、ご審議の程、よろしく
お願いします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

第 3 番 この件につきましては、9月6日、●●●地区は農地パトロールも行っております。それに併せて、只今説明がありましたとおり、一時転用の出ております現地の確認を、事務局より2名、農業委員、推進委員、そして、工事を請け負われる●●●の方2名と確認をしております。説明があったとおりでございます。特に問題はないかと思われませんが、これも以前から河川が2ヶ所災害で崩れていたわけですが、今回この工事でやってもらえるということで、私も安心しております。農地は、工事用道路、資材置場として使用されるという事であります。周囲も●●●さんの農地で、別に問題はないかと思われまので、よろしく願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第1項は原案のとおり決定いたしました。

(報告事案-1)

議 長 議案第57号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題とします。第1項から第2項まで一括して、説明をお願いします。

事務局 議案第57号農地法第18条第6項の規定による通知についてご

説明いたします。議案は6ページからです。

第1項、●●●、●●●、地目、登記・現況とも田、面積1, 150㎡、賃借人は●●●の●●●さん、賃貸人は●●●の●●●史さんです。権利の種類は合意解約で、解約後は未定です。

第2項、●●●、●●●、地目、登記・現況とも田、面積1, 716㎡、賃借人は●●●の●●●さんで、賃貸人は●●●の●●●さんです。権利の種類は合意解約で、解約後は3条申請により賃借人が所有権を取得します。3条については8月の委員会で提出しておりますが、申請時には、解約が整っていたものの、届出が遅れたものです。以上で報告を終わります。

議長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議長 それでは特に発言がないようですので、議案第57号の報告は終わります。

(報告事案-2)

議長 議案第58号「現況確認書の交付について」を議題に供します。

議長 第1項から第3項まで一括して、説明をお願いします。

事務局 それでは議案第58号についてご説明いたします。議案は8ページです。

(スクリーンに位置図を表示)

第1項申請地は、●●●から南東へ700mに位置するこちらです。図面でいくと、左側が●●●の●●●から●●●に向かう道路で、こちらがバイパスで、その中間辺りの緑で着色した箇所となります。●●●、登記地目は畑、面積254㎡、申請人は●●●の●●●さんです。

申立てによると、申請地は隣接の●●●及び●●●に住宅があった当時、一体利用されており、20年以上前に住宅を解体してからは、耕作もしておらず、現在に至っているもので、9月2日に●●●委員と事務局とで現地調査を行ったところ、申請地は雑草が繁茂

し、樹齢20年を超えるセンダンの木も生えており、農地法第2条第1項に規定する農地には該当しないため非農地に認定したものです。

(スクリーンに位置図を表示)

第2項申請地は、●●●から北西へ1.6kmに位置するこちらです。こちらにつきましては、●●●の●●●さんがあるところで、お店がこちらで、その前の駐車場になっている部分になります。●●●、登記地目は畑、面積511㎡、外1筆、合計1,024㎡、申請人は●●●の●●●さんです。

申立てによると、申請地は平成8年8月に店舗2棟を新築した際、駐車場として整備され、現在に至っているとのことで、9月2日に●●●委員と事務局とで現地調査を行ったところ、申請地はアスファルト舗装された駐車場と、●●●の一部は事務所敷地として利用されており、農地としての現況をとどめていないため非農地に認定したものです。

(スクリーンに位置図を表示)

第3項申請地は、●●●から南西へ0.1kmに位置するこちらです。●●●がこちらになり、その隣の緑で着色した箇所になります。●●●がこちらになります。●●●、登記地目は畑、面積277㎡、外1筆、合計1,107㎡、申請人は●●●の●●●さんです。

申立てによると、申請地は35年以上前に耕作を放棄した後、住宅及びガソリンスタンドを建築し、現在に至っているとのことで、8月21日に●●●委員と事務局とで現地調査を行ったところ、●●●はガソリンスタンド及び危険物屋内貯蔵所、●●●には住宅及び倉庫、ガソリンスタンドが建築されており、農地としての現況をとどめていないため非農地に認定したものです。以上で報告を終わります。

議長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議長 特に発言がないようですので、以上で議案第58号の報告は終わります。

議 長 以上をもちまして、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了
いたしました。
これで、萩市農業委員会総会を閉会いたします。

午前9時45分 閉会

萩市農業委員会議事規則第14条第1項の規定により署名する。

令和元年9月19日

萩市農業委員会会長 片岡 兼雄

委員 中村 博和

委員 吉村 剛